

国民健康保険システム標準化検討会

議事概要

【日時】 令和 5 年 9 月 14 日（木） 11:00～12:00

【場所】 オンライン会議

【出席者（敬称略）】

（座長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

（構成員）

若月 雅徳 北海道保健福祉部健康安全局国保医療課 主事

伊藤 貴 仙台市健康福祉局保険高齢部保険年金課長

井上 源夫 宇都宮市保健福祉部保険年金課 課長補佐

市川 雄太 船橋市企画財政部行政経営課 主任主事

宮脇 正治 中野区区民部保険医療課長

前田 克也 都城市健康部保険年金課長

三浦 裕和 株式会社 RKKCS 保険福祉システム部 部長

渡邊 毅 株式会社 TKC 国民健康保険システム技術部 技術部長

小林 大士 株式会社電算 ソリューション 2 部

石田 淳一 株式会社両備システムズ 公共ソリューションカンパニー
福祉国保情報サービス部 次長

石井 良介 行政システム九州株式会社 ソリューションサポート部 部長

岩田 孝一 日本電気株式会社 社会公共ソリューション開発部門 シニアプロフェッショナル

広田 和治 日本電子計算株式会社 公共事業部事業企画部 企画担当

大村 周久 富士通 Japan 株式会社 ソリューション開発本部
社会保障・フロントソリューション事業部 シニアディレクター

（オブザーバー）

外圍 暖 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム
基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐

水村 将樹 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム
基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐

千葉 大右 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム
基盤チーム 地方業務標準化エキスパート

池端 桃子 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム
基盤チーム 地方業務標準化エキスパート

谷口 潤 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム

基盤チーム 統括官付参事官付主査

丸尾 豊	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 課長補佐
小山内 崇矩	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 課長補佐
笹子 宗一郎	厚生労働省保険局国民健康保険課長
酒井 友徳	厚生労働省保険局国民健康保険課課長補佐
柴田 和美	厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係
杉山 勝治	厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係
佐藤 成也	厚生労働省保険局国民健康保険課
島添 悟亨	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
巢瀬 博臣	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
吉本 明平	一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部 担当部長

【次第】

1. 開会
2. 出席状況報告等
3. 座長挨拶
4. 検討会説明
5. 質疑応答
6. 閉会

【配布資料】

- ・ 会議次第
- ・ 出席者一覧
- ・ 【資料 No. 1】 第 1 回検討会 進め方について
- ・ 【資料 No. 2】 第 1 回検討会
- ・ 【資料 No. 2 別紙 1】 検討・課題事項一覧_国保
- ・ 【資料 No. 2 別紙 2】 (参考資料) 帳票ユニバーサルデザイン対応一帳票デザイン基本方針書一
- ・ 【資料 No. 2 別紙 3】 指定都市要件に関する令和 5 年度検討事項
- ・ 【資料 No. 3】 標準仕様書【第 1.2 版】(案)

【ご意見概要】

＜資料No.2 p.12 特定健診等について＞

3 点お伺いしたい。

まず 1 点目。課題欄の 3 段落目、太字下線部分「いずれかの標準仕様書に規定されるまでの間」とあるが、標準仕様書本紙の p.33 では、特定健診等の取扱いを妨げるものではないとしている期間が、「いずれかの標準準拠システムに実装されるまでの間」とされており、言い回しが異なっているため、揃えた方がよいのではないか。

次に２点目。特定健診等が標準準拠システムに実装されるまでの間、既存のシステムで利用して構わないという記載だと理解した。標準準拠対象外の独自システムで特定健診等の機能を利用している自治体は問題ないが、標準準拠対象である国保システムや健康管理システムで特定健診等の機能を利用している場合、標準準拠システムと現行の国保システムまたは健康管理システムの特定健診等に関する機能を並行して稼働することになってしまう。その場合、自治体及びベンダーの両者において、コスト面等の課題がないのかという懸念がある。

最後に３点目。方針（結論）において、「別会議体での開催を行う」とあるが、厚生労働省の所管部署、事務局及び参加する自治体はどのようなものを想定しているか。

→１点目、記載の内容を揃えるべきではないかという点。ご意見を踏まえ、本紙側の記載に揃える形で検討会資料を見直しさせていただく。

２点目について。特定健診の標準仕様書は、今年度中を目途に公開できるよう検討が進められている。令和５年度中に公開されることとなるため、適合期間をどのように捉えるのか、今後整理がされていく。

機能が実装されなければ使えないということと、並行稼働が発生してしまうという矛盾について、市町村側への影響と合わせて検討すべきかと考える。これは課題として、引き受けさせていただく。

３点目、特定健診の標準仕様書の検討体制について。

事務局は国保中央会の中でも特定健診の機能を持つ特定健診データ管理システムの所管課が担当させていただく。別会議体の検討状況は、本検討会における日立システムズの立場のような形で支援事業者を調達中である。

また、参画いただく方については、当該業務に携わっている方、知見をお持ちの方、または健康管理システム等の実績を有するベンダの方を厚労省の健康局と保険局で調整中である。市町村実務に即した形で漏れのないように検討を行うということで進められている。

<資料No.2 p. 23 適合基準日について>

適合基準日については、機能要件ごとにそれぞれ記載することが今回の方針で示されている。特定健診の機能について、適合基準日をいつにすることを考えているか確認させていただきたい。

→適合基準日については、基幹業務システムにおいて、標準仕様書に定める機能要件等について適合するものとする基準日と整理している。近々、当庁から制度所管省庁に対して意見照会を行い、その上で広く資料等で公開していく想定である。

特定健診においては、令和５年４月以降に改訂する標準仕様書ということで、当庁としては令和８年度以降の適合基準日を設定いただきたいという意見を出しているところである。

<資料No.2 p. 17 産前産後対応のフローについて>

②産前産後免除対象照会というフローがあるが、保険料の算定担当者が照会するというところでよい

か。免除申請を受けた段階でプッシュ型で出せば、照会という作業がなくても情報としては連携できると考えるが、なぜプル型にしているのか。

→この照会画面は、産前産後保険料免除の申請情報の登録・修正・削除・照会を行うことを想定している。申請が届いたら、まずこの画面で登録し、以降は申請ができているかを確認する画面として設けている。

照会しないと免除申請が出ているのか出ていないのか分からないのか。

申請者一覧のようなものが最初から画面に表示されるのが一番見落としのない効率的な情報連携の仕方ではないかと思うがいかがか。

→申請情報の登録自体は、他システムから連携されるわけではなく、被保険者から申請を受け付けて入力するものだとして理解しておりますので、申請登録した後は、EUC 機能で対象者一覧等を出力した上で、内容を確認するという事務処理につながると認識している。

フロー②の照会は、実際の免除計算のフローとして必ずしも必要なものではなく、実際に問合せ等があったときに確認するために使われる機能であるという理解でよろしいか。

→認識に相違ない。

<資料No.2 p. 12 特定健診等について>

特定健診の別会議体について、オンラインで開催するようであれば、オブザーバーとして参加できるように検討をお願いする。

→承知した。新たに事務局になるところに伝えさせていただく。

<資料No.2 p. 17 産前産後対応のフローについて>

出産日の変更に伴って免除期間は変わりうるという認識だが、この免除期間変更の対応はどうなっているか。

→出産の事実をもって軽減を行うのではなく、本人から申告のあった出産予定日によって軽減を行うことができるという理解である。

国が示した Q&A に記載されているとおり、軽減後に出産日がずれたことが判明しても、必ずしも実際の日に修正して賦課の計算をやり直す必要はないと理解している。

以上